

固定資産税における償却資産に関する意見書

地方税法では、土地、家屋以外の事業用資産の中で、減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される償却資産に対して、固定資産税を課していますが、課税標準額が150万円に満たない償却資産については、固定資産税を課さないという免税点が定められています。

しかし、現行の免税点は平成3年に改正され、すでに15年が経過し、この間の社会経済情勢も大きく変化したため、現在では、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、長引く不況に苦しんでいる小規模事業者の経営を圧迫しています。

また、償却資産の申告期限は毎年1月31日までとなっていますが、多くの個人事業者は所得税の申告期限である3月15日を念頭に置き、決算準備を進めるのが通例です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、償却資産に対する固定資産税の矛盾や問題点を解消し、納税者が納得して納税できるよう、下記の事項を強く求めます。

記

- 1 固定資産税における償却資産の免税点「現行150万円」を基礎控除に改め、控除額を引き上げること。
- 2 償却資産の申告期限を3月31日までとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年10月13日

江戸川区議会議長 渡部正明

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣
総務大臣・財務大臣 へ